

平成29年度 共同生活援助 陽だまりの郷事業計画

1 基本方針

入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

2 支援方針

- (1) 家庭に準じた雰囲気、利用者個々の特性に合った支援を行う。
- (2) 地域社会における自立生活を助成するために、通所施設、福祉事務所等との連携を密にする。
- (3) 出身家庭や後見人等と連絡を密にとり、入居者が本人を中心とした生活が送れるよう、本人の意思決定を支援する。

3 定員

- (1) 陽だまりの郷1（知的ユニット・包括型） 5名
- (2) 陽だまりの郷2（身体ユニット・包括型） 5名

4 費用

- (1) 利用料 障害者総合福祉法に基づく費用負担
- (2) 家賃
 - ① 陽だまりの郷1（知的ユニット） 月額50,000円
 - ② 陽だまりの郷2（身体ユニット） 月額60,000円
- (3) 食費
1日1,100円、月額26,000円
(朝食300円 昼食350円〔土・日〕 夕食450円)
- (4) その他
 - ① 日用品 月額 5,000円
 - ② 光熱水費 月額10,000円

5 支援内容

- (1) 食事の提供
栄養、利用者の健康状態等を考慮して提供する。また、夕食は利用者の希望により季節にあった物を職員が調理、提供し、状況に応じて給食業者を利用する。
- (2) 生活能力の向上のための援助
日常生活能力および残存機能の維持向上のため、利用者が自らできることは自

立で行い、必要に応じて身体的、精神的（創造力、思考力、判断力、表現力等）支援を行う

(2) 健康管理

日常の健康状態を十分に把握し、利用者自らの健康管理を促すために助言を行う。医療機関や家庭との連携を図り予防に努める。

(3) 金銭管理

利用者の金銭管理の方法、計画的な消費、貯蓄等について助言する。また、希望があれば、預り金管理を行う。

6 おおまかな一日の流れ

時 間	適 用	時 間	適 用
6 : 0 0 ~	起床、洗面、更衣、 検温	1 5 : 4 0 ~	帰宅 入浴
		1 8 : 0 0 ~	夕食
7 : 0 0 ~	朝食	1 9 : 0 0 ~	入浴
9 : 0 0 ~	通所	2 2 : 0 0 ~	就寝

7 消防計画

夜間に災害や火災が起こったことを想定し、消防計画に則り避難訓練を月に1回実施する。